

# 最低制限価格の廃止および建設改良工事の品質確保のための対応について

平成31年2月1日

長浜水道企業団

企業団では平成31年度実施の入札から最低制限価格を設定しないこととしました。これは、不当な低価格競争を求めるものではなく、今後、建設改良工事が増加する見込みの中で、品質を低下させることのない状態で入札参加業者のみなさまの企業努力や技術提案を入札結果に結びつけ、建設コストの削減を図り、さらには水道料金の抑制につなげることで、業者、水道利用者、企業団の「三方よし」を目指すものです。

価格が適正かどうかの判断材料として中央公契連モデルによる最低制限価格の設定がありますが、実際の工事にかかる原価は業者のみなさまで異なります。企業努力や技術提案によって原価を下げるのであれば、その企業努力や技術提案を評価する必要があります。このため、最低制限価格を設定せず、こうした企業努力や技術提案を行っていただいた業者と契約を可能とするものです。

しかし、その上で、適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、品質を確保するため、社会通念上企業努力の範囲で品質の確保が困難であると考えられるような金額での入札については、排除する必要があります。このため、必要な資料の提出やヒアリング等を行い、品質の確保が困難であると判断した場合は、当該業者以外の業者と契約する場合があります。

## 記

### 1. 品質確保に向けた対策

#### (1) 仕様書等の内容の見直し

業者の技術提案をより入札結果に反映するため、仕様書等の内容を見直します。

#### (2) 入札通知、入札書等の見直し

入札通知において最低制限価格を設定しないことを明記し、入札書において入札金額とともに当該金額で適正な施工ができることを確約していただきます。虚偽の記載を行った場合は、適正な施工能力を有しないものとみなします。

### (3) 適正な施工が可能かどうかの確認

建設工事において、契約審査委員会が必要と認めた場合、最低の金額で入札をいただいた業者に対し、契約審査委員会において、必要な書類の提出やヒアリングを通じて審査を行い、適正な施工が不可能と判断した場合は、最低の価格で入札を行った業者とは契約を締結せず、次位以下の業者と契約を行います。なお、提出書類やヒアリングでの発言内容に虚偽があった場合は、適正な施工能力を有しないものとみなします。

ヒアリングの出席者は、代表者(金額の積算について説明できる者に委任することができる。)とします。日時は、開札後に対象者に連絡します。契約審査委員会は、非公開とします。